

第 15 期第 3 回かながわ国際政策推進懇話会議事録

日時 令和 6 年 1 月 17 日（水） 9:45～12:40

場所 かながわ県民センター301 会議室

（オンライン会議システム「Zoom」併用）

【会議次第】

議題

- 1 かながわ国際施策推進指針（改定案）について
- 2 令和 5 年度かながわの地域日本語教育の取組状況について
- 3 令和 6 年度以降のかながわの地域日本語教育の取組（案）について
- 4 本県における日本語教育の基本方針の策定について
（かながわ国際施策推進指針（改定案）への反映について）

【議事録】

事務局から傍聴人がいないことについて説明された。

1 議題

(1) かながわ国際施策推進指針（改定案）について

（柏崎会長）

本日の議題は 1 から 4 までとなっております。議題 1 は、本年度、指針の改定を行っていることから、改定案についての議論をいたします。今回の会議は総合調整会議の位置付けになっていますので、議題 2、3 では、地域日本語教育についての話、議題 4 では、指針の改定案に地域日本語教育に関する内容が入っているということの確認をしたいと思います。

早速ですが、指針の改定から入ります。議題 1 のかながわ国際施策推進指針（改定案）について、資料 1 の説明をお願いします。

（事務局から「資料 1」について説明）

（柏崎会長）

具体的な中身については、次の議題になりますので、ここでは資料 1 に書いてある範囲のことで御質問、御意見がありましたら手を挙げてお知らせください。

前回、私たちが改定素案について話した後、パブリックコメントがありました。

今回パブリックコメントが出て、このようにとりまとめられていますが、例えば、既にウェブサイトなどで結果を発表していて、「どのように反映させます」であるとか、「どうふうに考えています」などと記しているのか、フィードバックの状況について、簡単に説明をお願いします。

(事務局)

意見件数は87件あり、改定素案に対するパブリックコメントということで、実際に「こういった取組を行ってほしい」というものについて、反映できるものは改定案に記載しています。最終的に、「反映しました」、「御意見については既に取り組んでいます」といったように5つの区分に分け、最終的に議会に報告し、ホームページに公開する予定です。3月を予定しておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

(柏崎会長)

他にはいかがでしょうか。具体的なところは次の議題となりますので、資料2の改定案にまいりたいと思います。こちら事務局から説明をお願いします。

(事務局から「資料2」について説明)

(柏崎会長)

こちらについては分量も多く議論すべきことがあると思いますが、11時を目安に考えています。17ページから細かい取組内容が入ってきますので、大まかに前半と後半に分け、はじめに16ページまでの内容で御質問や御意見をいただいてよろしいでしょうか。17ページ以降の内容にも関係してくるものになると思いますので、後で前半部分に戻ったりできるようにしたいと思います。

(片岡委員)

前回と比べると、今回はパブリックコメントの意見を反映して盛り込んでいただいているかと思います。指針というレベルですので、全体の方向性を示し、あまり踏み込みすぎずというところで、よい塩梅で書かれているように思いました。

パブリックコメントの中で一つ気になったのが、資料1の2(3)オに書いてある「全体的に施策の方向性が横浜等の中心部にむけた内容になっているのではないか」という意見についてです。どこの部分を見てこのような印象を受けたのか、もう少し詳しい御意見があれば教えていただきたいと思います。また、この意見に対して対策をとられているとしたら教えていただきたいのですが。指針を読んで、横浜の問題かと思われては残念です。

(事務局)

パブリックコメントの意見には、それ以上の詳しい情報はなく、どの部分を指しているのか分かりかねるところではあるのですが、県の取組でございますので、神奈川県全域に向けた施策の方向性ということで整理しておりますので、何か指針に反映するという事ではないと考えております。

(片岡委員)

改定素案を見て考えてみたのですが、最初から最後まで神奈川というくくりで書かれてお

り、横浜や川崎は一切出てこない。そこが逆に怪しい感じになっているのではないかと。例えば統計的に見ても、20万人以上の外国の方のうち、半分以上がこの横浜や川崎といった都心部にいらっしゃるわけで、それに対する指針ということで「神奈川」と書いてしまうと、都心部の話をしているのに、それを隠そうとしているように見えてしまったのではないかとこの気もします。

そこで御提案ですが、前半の統計のところには各県内の市区町村の内訳、表か何かを入れると、都心部だけの話ではないことが受け入れやすくなるのではないかと思います。2ページか3ページの最初のところに、神奈川という括りで統計が多く載っているのですが、県内の外国人の数を入れてしまうと横浜、川崎が多く、逆方向に行ってしまいかねないので、ここに外国人の割合を入れたらどうでしょうか。国の統計を見てみたのですが、神奈川県データがありまして、外国人比率について、1位は横浜市中区で10パーセント以上ですが、2位は愛甲郡愛川町、大企業や中小企業の大工業地帯になっていて、外国人が結構住んでいます。それ以外にも、中井町、箱根町、秦野市、小田原の方も上位に入っていますので、外国人が居住する割合をここにを入れていくと、「これは神奈川全体の指針なのだな」というふうに受け止められやすくなるのではないかと思います。

(事務局)

人数だけで見ると、横浜市が大半という形になってしまいますが、おっしゃるとおり、愛川町などの県央地域や県西地域でも外国人の割合が多いところもございます。

(片岡委員)

「神奈川は」と書いてしまうと、そのように受け取られてしまうこともあるかと思います。

(事務局)

外国人の割合は、細かいデータになってきますので、現行の指針にもございますけれども、最終的には最後の資料集を設ける予定です。現行指針でも、県内の市区町村別の外国人の人数、国・地域別の人数を掲載しています。割合があった方が分かりやすいと思いますが、紙面の都合等もありますので、どこまで反映できるかは検討したいと思います。

(柏崎会長)

例えば本文に「資料〇番参照」という一言を入れてもよいかもしれないですね。

(片岡委員)

実際に、前の指針を見て、これは中心部の話だと受け取られている方がいらっしゃるわけで、その点は重要に受け止める場所とっております。

(高橋副会長)

今、片岡委員もおっしゃっていましたが、パブリックコメントで一つ気になったところがあります。資料1の2ページ目のウに「グローバル人材の採用への取組は是非推進し

ていただきたいと思う。県の施設から積極的に外国人を採用し」という記述があります。これは我々の視点で抜けているところなのですね。全国的にもそうですが、県や地方自治体の職の中で外国の人材、外国籍県民をどれくらい採用しているのかが全く見えてこないところがあります。教育分野を含め、神奈川県としてはそういった視点を持って、どのような人材が県や市町村で採用されているかを見えるようにする。自治体によって差はありますが、最近、消防署員を積極的に採用しているところも増えてきているという状況で、県全体としてどういった外国籍県民が行政で働いているのかといった視点を入れる、またはコメントなどをしてほしい。いきなりは難しいかもしれませんが、そういった視点を持っていただくと、外国籍県民の方が地方行政に関わろうという意識の醸成にもつながると思いますので、是非よろしくお願いします。

(事務局)

外国籍の方の県、自治体での対応というところですが、本県の職員の採用試験、一部の職を除いては外国籍の方も受験可能となっております。採用に当たっては、国籍等を基準に選ぶのもかえって変な話になってしまうと思いますので、求める資質など色々と慎重に考えないといけない部分もあろうと思います。採用について詳細に把握しているわけではないので、いただいた御意見は関係部署とも共有しながら今後の参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(高橋副会長)

大阪では積極的に外国籍採用を進めていて、教員の数を公表しているので、そういったところが、今後進んでいくとよいと思いますので、よろしくお願いします。

(柏崎会長)

今のことについて意見を付け足したいのですが、どうしても行政は、国籍は見ない、バックグラウンドは関係なくそれが公平だ、という考えが強いようなのですが、多様化の推進という意味では、より積極的に外国籍や外国につながる方を採用することがサービスの対象者の利益になる、という考え方をもう少し入れていかれたらよいかと思います。

(富本委員)

言葉の使い方について皆さんに確認できればと思ったのですが、1ページの「1 指針の目的」の2段落目の2行目と、15ページの「2 基本目標」①の下から2行目に、「当事者目線」という言葉がありますが、人によって捉え方が違う難しい言葉だと思っています。広く捉えると、指針に関わる全ての人が当事者ということになりますが、「外国人当事者」と受け止める人も多いかと思いますので、他の言葉に言い換えた方がよいかと思います。また、15ページの「2 基本目標」には、「県民や企業・団体の皆様と共にめざす方向」と書いてあります。県民や団体など全ての人が当事者として関わるとしているのに、「皆様」という表現だとお願いする対象のようになってしまっています。「皆様」は不要ではないでしょうか。

また、「企業・団体」と言ったときに、この指針の改定案の中で「団体」という言葉が、地

方公共団体、民族団体、関係団体、民間団体、といろいろな形で使われているので、対象を何にするかによって言葉の使い方を少し変えた方がはっきりすると思ったのですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(柏崎会長)

当事者目線という言葉は使い方が難しい用語であると思います。

(事務局)

当事者目線という言葉は、確かに使い方が難しい部分もあると思います。元々は津久井やまゆり園の問題から当事者目線の障がい福祉推進条例を作ったところから始まったという背景があり、障がい者に限らず、外国人に限らず、色々な施策について、県民の目線、その方々の目線で行っていくことが大切だという知事の思いもあります。ここで結論は出ないですが、この言葉の使い方については、考えさせていただければと思います。

15 ページの「皆様」についてですが、県の指針ということで強制力はないため、このような記載にしていますが、実際に企業や団体とともに取り組んでいくことなので、削除するかは検討したいと思います。

「団体」の使い方についてですが、国際分野だけでなく福祉や医療等のさまざまな関係機関や団体があるので難しく、それぞれの施策に合った内容で書いてはいるのですが、改めて確認したいと思います。

(徳永委員)

11 ページの「2 国の動き」(1) に書いてある「特定技能1号」、「特定技能2号」の方の増加が見込まれることについては、課題の「【5】外国人材が活躍できる環境づくり」に対応されています。一方で、同じ項目に書いてあるウクライナ避難民などについて、県内の自治体でも結構な人数を受け入れています。そういった方への支援や対策についての記述はどこかに載ってくるのでしょうか。

(事務局)

今のところ、避難民支援について指針への掲載は考えてはいませんが、国の動きにも記載しているとおり、難民と同様に安定した在留資格を得て生活するというので、外国籍県民としてくらす方と同様と考えております。当然ながら同じ神奈川県に住む外国籍県民の方として様々な支援を行っていくものと考えております。

(徳永委員)

避難民の方の受入れ先として各市営住宅等があります。例えば県でしたら県営住宅も多くありますので、そういったところで受け入れることも支援だと思いますので、入れてもよいかと思い、発言させていただきました。

(横山委員)

難民について同じように考えており、今の世界情勢を考えますと、これからは難民の問題というのは避けては通れないということもありますので、例えば「非核・平和意識の普及」のところでもよいのですが、難民の方々をどのように受け入れるか、どのように扱っていくかを明確にしていった方がよいと思います。

また、日本に生まれた又は外国にルーツをもつ子どもたちのところで少し考えていたのですが、帰国子女もこの中に入るのではないかと思います。帰国子女の中には、日本に帰ってきたときに問題を抱えているお子さんたちもいらっしゃるわけです。また、日本語教育も当然大事になってきますので、後ほど日本語教育のところでふれたいと思うのですが、帰国子女についてこのカテゴリーに入るのかどうかお尋ねしたいと思います。

(事務局)

帰国子女につきましては、入ると思っています。外国につながるのある子どもには様々な背景をもつ方々がいらっしゃり、一つ一つ例を挙げると注釈が長くなることから、「等」という表現でまとめていますので、御容赦いただければと思っています。

避難民の取組については、ウクライナ情勢が長期化していることから、16 ページの「非核・平和意識の普及」のところに、「ウクライナをはじめ混迷を深める世界情勢にあって」と記載し、ウクライナのことは除外しないで考えていくということで書いております。指針は方向性を示すものなので、個別に記載していませんが、県民の皆様への平和意識の普及というところでやっていきますという形で、32 ページの二つ目の●に書いています。

(徳永委員)

指針ということで、細かく具体的になってしまうから難しいということであれば、例えば「④非核・平和意識の普及」の下の「⑤県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進」に、「難民の方」という言葉を入れていただいてもよいかと思いました。

(柏崎会長)

避難民、難民に関わることをどう入れ込めるかということで、16 ページの④はどちらかというと平和意識という全体的な話のため、受入れについては入れにくい。むしろ⑤の国際活動、国際協力にかかる分野の方が近いと感じました。指針に入れられるかどうか分からないところですが、そのような視点をどこかに入れられるかについて御検討いただくというところでいかがでしょうか。

(事務局)

難民については、受入れとなると難民認定など国で行っていることであり、我々自治体が判断できる話ではないので、なかなか書きづらいところがあります。ただ、問題意識は持っていますし、県としてもウクライナ避難民支援に取り組んできていることから、決して難民支援を疎かにしているわけではないのですけれども、ウクライナのように個別に対応することが多いので、方向性を示す指針への入れ込み方が難しいところがあります。また、他の外

国籍県民と同様に難民の方も利用できる施策も多くございますので、そういった中で色々な施策でフォローアップしていることもあります。指針に入れ込めるかは、持ち帰って検討させていただければと思います。

(柏崎会長)

それでは、できる範囲で考えていただくということをお願いできればと思います。

(高橋副会長)

先ほど横山委員がおっしゃった帰国子女の話ですけれども、高校進学などの支援をしている中で、帰国子女といわれる子どもたちも多様化しています。国際結婚で片方の親が日本人で片方の親が外国籍という方、国籍も日本国籍と海外の国籍両方持っている方もいらっしゃいます。神奈川県には公立高校8校に海外帰国生徒の特別募集枠があり、その枠の子たちも、日本人学校から来ている子ばかりではなく、現地校で学んで日本語がまだまだ不十分な子どもたちも多くいます。文部科学省は、日本国籍だけでも日本語指導が必要な生徒ということで公表していますので、当然そういった子たちも支援の対象になると思います。例えば我々の活動の中で、神奈川総合高校での支援は常に行っていますから、国籍で、この子は支援する側、この子は支援しない側と境界をはっきり決めることはできず、個別の対応となっていますので、そういう観点で広く見ていただければと思います。

(柏崎会長)

補足ありがとうございます。

(萩原委員)

前回までに既に議論されているかもしれませんが、13ページの「【5】外国人材が活躍できる環境づくり」の課題は、外国の方が働くときの支援が求められているという視点が主ですが、雇う企業側も支援を必要としていることも課題認識として挙げておくことが必要なのではないかと思いました。

こういった指針や方針において、どこの分野に入れられるのかを考えた時に、「多文化共生の地域社会づくり」のところでも既に議論されていたら申し訳ないのですが、今の視点には全て外国籍の方が日本の文化や社会の中で暮らすのに困らないためにどう支援するか、というベースメントがあると思います。二世や三世、日本に長く暮らしているけれども困っている人がいるというだけでなく、日本で暮らしている中で、自分たちの母語、母文化を守りたいということを支援するという視点をどこかに入れなくていいのか、あるいは既に議論されて別のところで書かれるのか、又はこの視点は入らないのかをお尋ねしたい。

(柏崎会長)

重要な御指摘かと思えます。一つは「【5】外国人材が活躍できる環境づくり」の課題には、「企業などへの普及啓発を行う」とありますけれども、もう少し経営者、雇う側への支援、雇う側からも支援が求められているという視点があってもよいのではないかと、そのような課

題があるという書き方ができるのではないかということ。それは後に書かれている具体的な施策とうまく対応する形で調整できるかを検討いただくとよいかと思いました。

もう一つは、母語、母文化に関わること。既に三世もたくさんいますので、そうした視点が例えば「多文化共生の地域社会づくり」のところにでてくるのか、それとも具体的な施策がないと書きづらいのかということだと思います。

(事務局)

まず一つ目の企業側への支援ですが、32ページの「(14) 企業などへの普及啓発・支援」で企業への支援を記載しています。企業側への支援という観点で、13ページの下から2行目に「企業などへの普及啓発を行う」という形で記載させていただきました。

(萩原委員)

普及啓発と課題認識は違うと思いますので、企業が支援を求めている状況にあるという課題認識を県が持っていることを明確にした方がよいのではないかと思います。

(事務局)

ここの課題の記載の仕方についてですが、それぞれの課題について対象を明確に分析すると、各政策の細部に及んでしまうため、他の項目もそうですが、そこまで書いていません。そういった中で、「外国人材が活躍できる環境づくり」を大きな課題として捉え、それを実現するためには企業に対する支援も必要ということで、具体的な施策の方で企業のための支援という取組を挙げている。そのような作りで指針を作っていますので、御理解いただければと思います。

(事務局)

二つ目の母語、母国の文化の支援というところですが、母語支援については入っていない部分ではございます。母語の文化の支援については、外国につながる子どもたちの文化的背景を理解しながら支援につなげるということで全体に溶け込んでいます。具体的には、24ページの「③多文化理解を深めるための講座・研修などの実施・充実」の二つ目の●に「外国籍県民等の多様な文化的背景など多文化理解を促進するためのセミナー支援」という取組として入っています。

(横山委員)

先ほどの母語、母文化の保持というところですが、帰国子女のところでもそういった日本語教育の中でもう一つ別項目をたてて、母国語保持の教育といったものを入れ込む必要があると思います。私の子どもたち二人は外国で生まれ、現地校に行っていましたが、小学校1年生、4年生で日本に帰ってきて大変苦労しました。日本語はまあまあできるのですが、一番大変だったのは、自分たちのアイデンティティは何かという問題。親は日本人であっても、二重の国籍を持ち、ずっとアメリカで育っているために、自分が日本人なのかアメリカ人なのか分からない。それから、日本語を一生懸命勉強していますと、まだ自分が確立され

ていないものですから、アメリカというものを嫌がったり、突然英語を忘れる努力をしたりするなど、人格的に色々な弊害が出てくるのが分かったのです。30年ほど前に、仲間と一緒にそういった子どもたちの英語保持のクラスを始めて活動してまいりまして、それで彼らは3年、4年かけて社会におさまっていくことになったのですが、同じような現象が例えば二世・三世のお子さん、親御さんは全く日本語ができないが日本で生まれたおさんは親の通訳をしなければならない時に、親御さんの母語や母国の文化を分からないとうまく意思の疎通ができないというようなことがあるので、母国語や母国の文化理解を丁寧に教えていくことは非常に大事なことだと思うのです。必要最低限の日本語教育が優先されるのは分かりますが、そういった体制を整備しつつ、日本語教育の次の段階で、将来的に母国語の保持のようなものを充実させていくという観点を入れてはどうかと思っています。

(柏崎会長)

おそらくこの段階で指針の中に入れるのは難しそうですが、この分野では大きな問題ではありますので、今後の大きな課題として考えていただければと思います。

課題ということではなかなか書き方が難しいということは分かるのですが、13ページの課題「【3】外国につながりのある子どもたちへの支援」についてです。以前も少し議論になりましたが、ここで特定技能2号の話が出てくるのが少し不自然な感じがします。また、この記載が、親に向けての視点ばかりになっているのも気になりましたので、もう少し子どもたちに直接支援する、支援が必要だ、ということが分かるような文面にしていただければいいかと思います。もちろん保護者に対しても、子どもの成長過程に応じた情報提供や相談などが求められるということを入れた方がよいと思います。文面はもう少し調整したいと考えました。

(富本委員)

例えばですが、「教育の充実や」の前に、「子どもの背景や文化に配慮した」などと言加えるというのはどうでしょうか。

(柏崎会長)

富本委員がおっしゃったように、「子どもの背景や」ということが入ることによって、少しですが反映できるかと思います。

そうしましたら、17ページ以降の具体的な施策のところ、御質問や御意見をお受けしたいと思います。

(徳永委員)

意見ではないのですが、非常によいと思ったのは、21ページ「(3) 外国につながりのある子どもたちへの支援」のところ。昨年11月に大和市の生涯学習センターに県知事がいらっしやいまして、県民の対話の広場というものが行われました。その時のテーマが「外国人居住者による社会参加で生き生きする街」ということで、県民の方が色々と発言されていました。そこで、外国籍の生徒さんと教育現場の先生の方たちから、県に住んでいる外国人生

徒の方々にとって高校に入学することが非常に狭い門なので何とか拡大してほしいということでもいくつか意見がありました。その中で、ここに書いてある「在県外国人等の入学者選抜特別募集」を拡大してほしいという声が結構ありました。そういった中で、「特別募集の拡充など、支援を行う」や「多言語入学案内を説明会などで配布」といった記載があるのは、非常によいことだなと思いました。

(柏崎会長)

高校進学ガイダンスは、高橋委員がずっとやってこられた活動ですが、引き続き県では特別募集枠の拡大ができればよいと思います。

18 ページに「相談窓口関係」の記載がありますが、一つ目の●には、「外国籍県民相談窓口を設置し」、二つ目の●には、「外国人労働相談窓口を設置し」とあり、既にあるものについて書く表現として不自然な感じを覚えました。「相談窓口において～をする」という表現の方がよいのではないのでしょうか。新たに窓口を増やすのであれば「相談窓口を増やし」というように、しっかりと書けると思うのですけれども、そうでなければ不要かと思いました。

また、三つ目の●ですが、「外国籍県民等が言葉の壁による不自由を感じないよう、多言語情報紙「こんにちは神奈川」や県のウェブサイトの翻訳ツールなどを活用して」とあります。

「不自由を感じる」というとても大きな問題に対して「こんにちは神奈川」があることによって解決を図れるというつながりは相当無理があると思いますので、文言を取った方が分かりやすいと思います。

同じページ、「②外国籍県民等への生活支援の充実」の二つ目の●「行政窓口などでサポートを必要としている外国籍県民等のため、市町村などに同行」と書いてありますけれども、「市町村などに同行」の意味が分かりにくいと思ったので、文言の調整をお願いします。

同じページの一番下の●について、2行目の「住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅」、これは制度の名前であり、所管のところが住宅のリストを実際に出して、住居が見つからなくて困っている人には効率よく探せるのでよいサービスではあります。しかし、ここだけ見ると、入居を拒まない住宅にはこういうところがあります、他のところは拒みます、ある種そういうものですよというふうに認めていることになり、それをこの指針の一つの項目に入れることが適切なのかということ。それから、住宅確保要配慮者というのは、調べてみると、外国人が最初にくるのではなく、低所得者、高齢者、障がい者、そしてその他の中に外国人も入っています。外国籍の人であってかつ障がいがあるとか、高齢者であると、住宅の確保がさらに難しくなるという視点も大事だと思います。

(事務局)

最後のところは、書きぶりを工夫したのですが、調整したいと思います。

(関口委員)

過去がどういう扱いだったのか分からないのですが、28 ページの「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての国際交流の推進」というのは 2021 年のオリンピック後の交流を拡大・維持するということかと思うのですが、この指針がいつまでのイ

メージで行われているのでしょうか。また、2027年にGREEN EXPOという大きなイベントがありますが、それに向けて何か書かれていることはありますか。

(事務局)

29 ページの二つ目●に、「アフリカ開発会議などの国際会議や国際園芸博覧会などのイベントを通して」と書いています。

(関口委員)

経済界としてはプレッシャーがかかっている分、県の方ではしっかり意識して進められるのですよねという思いと確認でございます。

(事務局)

県としても当然認識しているのですけれども、具体的にはこれからの取組ということで、このような記載としております。引き続きしっかり取り組んでいくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(長縄委員)

前半で発言機会を逸してしまったので、全体のところで問題意識を共有させていただきたいと思います。今日皆さんの考えを伺いながらずっともやもやしていたのですが、前回からの延長だと思うのですが、この指針には、外国からの人が自然発生的に増えているので何とかしないとイケませんよね、といったトーンがあります。前回の指針といいますか、これまでとの大きな違いとして、報道等にもあるとおり、日本社会全体における人手不足の現状があります。先ほど出ました「企業の支援が求められている」というのも一つだと思うのですが、企業だけではなく、介護の現場をはじめ、公共サービス全体が人手不足になっていて、色々な面で成り立たなくなりつつある。外国人が何となく来ているから受け入れる、ではなく日本社会を回していくためにいかに活躍してもらおうかというような現状認識がこの指針で打ち出せたら、なぜ外国の方々との共生が必要かというところが県民の方たちにもっと響くのではないかと、そういう思いを最近色々ところで感じています。今更そう言われてもということかもしれませんが、何かしらそういうニュアンスというか、一文でも入れられると少し違うかと思えます。全体的に、グローバル展開は10年、20年前の状況、現状だと思います。今はグローバル展開したくても人がいないとできないという状況だと思います。日本社会自体の地位が低下してくる中で、自分たちの生き残りのために何かしらできることはないかと考えおり、具体案がなく恐縮ですが、共有させていただきました。

(柏崎会長)

今の点は、社会全体の当事者意識のようなことにもつながっているかと思っています。

(事務局)

長縄委員がおっしゃるとおりで、日本経済、日本を回していくためには、外国人の方の受

入れが必要というのは個人としては非常に思うところではあります。一方で、人手不足に対して、労働者として外国人を受け入れると考えている企業もあれば、技術革新やいろいろな形で対応される企業もある中で、日本社会、地域社会を維持するために外国人を受け入れなければならないというコンセンサスまではいっていないと思います。例えば、国であれば、実際に人手不足のために特定技能という制度も動いていますが、日本全体のために外国人を増やそうという言い方にはなっていないと思います。おっしゃっている問題意識はそのとおりで、世の中の動きを見ても皆さんも感じているところではないかと思いますが、指針にどのように入れるかは難しい大きな課題であると思っています。検討したいと思うのですが、次の指針の改定時に入ってくるような大きなことかもしれないという認識です。

(片岡委員)

何年かに一度改定する中、令和6年に出す指針の特色ということで、もう少し入れた方がよいと思うところがあります。1ページ目の下から4行目に「コロナ禍を契機に顕在化した課題に対する支援も進めていく必要があります」とあります。令和6年に指針を作るものの一つの意義、他の年に作ったものとの差別化という意味では、コロナ禍から学んだことがあるということだと思います。具体的に言うと、災害への対策や日本語で分かりやすく説明していくこと、外国人の孤独をどうするか、といった問題があったかだと思います。後ろの方にも対策の中で、そういったことは入れ込んでいるのですが、はっきりとコロナ禍から何を学んだ、何を介して、といったところが、私が見た限りでは書かれていないように思うのですが、1ページに「さらに、コロナ禍を契機に顕在化した課題に対する支援も進めていく必要があります」と書かれているので、ここでもよいですが、具体的に何があったのか、というのをもっと入れ込んでもよいのではないかと思います。

(事務局)

実際に顕在化した課題等につきましては14ページの「【6】災害時などにおける対応」に書いております。同様の言葉が最初の1行目に書いております。「多言語支援センターかながわへの相談が急増しました」、「有事の際の相談対応や情報提供の重要性が再認識された」という形で書いており、その対応として多言語や、やさしい日本語での情報提供などきめ細かい支援が必要ということで、1ページ目に書ききれない内容を細かく記載しました。

(富本委員)

外国人材という言葉について毎回色々な意見が出ていると思うのですが、13ページで外国人材についてこの指針でどういう意味で使っているかの説明が加わりましたが、この説明でよいのか確認したいです。また、32ページ「(14)外国人材が働きやすい環境づくり」のところで、「外国人労働者」「外国籍県民」「外国人」と色々な言葉が混在しており、事業によって対象が変わってしまうような印象があるので、皆さんの意見を踏まえて整理をした方がよいのかと思いました。

また、言葉の整理について二つあります。24ページの「国際教育」の定義と31ページの「地球市民」の定義はどこから持ってきたのかが気になりました。文部科学省や国際機関の

定義を見ると、地球市民であれば、「同じ地球に住む一員として自覚し、行動」というような表現で、「自分の生まれた国や地域を愛し」といった言葉は出てこず、もう少し広い意味での定義の仕方をされています。国際教育の定義も、学校教育の特定の科目に捉われた書き方にはなっていないので、定義の仕方について確認したいと思いました。

(事務局)

国際教育と地球市民の定義は現行の指針と変えていないところなので、今一度確認し、整理したいと思います。外国人材については前回は議論いただいて、なかなか決まった定義がなく、所管課や事業によって使い方が違う中で、可能な限り整理してみました。

(柏崎会長)

外国人材のところの直し方はとても難しく、何とかしたいというものの限界があると思っております。

(徳永委員)

課題の「【6】災害などにおける対応」ですが、1月1日に発生した能登半島地震のように、地震や風水害の災害が増えていると思います。各自治体におきましても、外国人の方が災害に遭われた時の対応というのは経験がないですし、非常に苦勞すると思います。今後、例えば今回の能登半島の地震の際も、外国人に対しどんな支援を行ったのか等、新しいことがあれば、今後こういったところに書き加えていただければと思います。

(高橋副会長)

徳永委員がおっしゃったことは私も気になります。能登半島の地震の時に、1日くらいかかりましたが、石川県の国際交流協会が情報発信しました。ここでは、外国籍県民をターゲットにしていると思いますが、今回の能登半島地震では外国から観光で来られた方たちへの情報発信が一番大変だと聞いています。そのため、観光地での多言語での情報提供を具体的に行っていないと、本当に災害が起きた時に有効化できるのかという問題があります。また、準備段階でどういうことが必要かについてもリサーチしていないと取り組めないのではないかと思います。指針に書き込むことは難しいかもしれませんが、実際に指針に基づいてどのようなことが実施されていて、それが果たして十分なのかという検証が一番大事だと思うのです。こういったプランニングが有効に機能しているということを提示していないと、指針があるだけで終わってしまい、絵に描いた餅になってしまっていると感じています。

もう一つ、日本語教育の充実というところで、21ページの「④外国につながるのある子どもたちへの日本語教育の推進」に書いてある内容は、うちの団体が行っていることなのですが、外国につながるのある県立高校生徒に対して、日本語学習支援などを行うということで、いくつかの地域で県教育委員会と連携してやっており、県立川崎高校では入学予定者に対してプレスクール等を行っています。非常に限られた内容の既に行われている取組が書いてありますが、次の22ページには、「外国につながるのある子どもたちへの支援」の取組として

同じ内容が書いてあります。非常に積極的に取り組まれているというメッセージなのかと思ったりもしますが、せっかく書くのであれば、それぞれのカテゴリーでもう少し違う書き方にした方がよいと思います。日本語教育の視点で言うと、高校だけでなく教育委員会や学校・地域と連携した子どもの日本語学習支援教室がたくさん増えていますので、そこへの支援という視点があまりないようなのですね。

綾瀬市で行われた市が連携している研修会でお話させてもらったのですが、綾瀬市の地域の日本語学習教室に小中高の先生がこられて、非常によい内容の交流会ができたのですね。子どもをめぐることから学校、大人だから地域といった分類はもう効果的ではないので、地域ぐるみで子どもを支えるという仕組みが必要かと思います。ここは検討していただけるとありがたいです。

(柏崎会長)

前に出てきている同じ内容を違うところにも載せるという形になってはいますが、もしカテゴリーの違いに応じた書き方ができそうであれば、検討いただくということによろしいでしょうか。

(事務局)

教育部分のところは調整したいと思います。災害のところは、23ページの災害の取組には、災害多言語支援センターの設置や市町村が外国籍県民等への支援を円滑に実施できるような情報提供について書いてあり、記載を変えるのは難しい部分もありますが、今一度、本当に実際に起きた時に何ができるのかについて、状況を注視しつつ情報を収集しながら市町村とも共有しながらやっていければと思っているところです。市町村の防災関係部門でも災害の指針・計画を作っていて、そこでも外国人観光客に対することが入っているようですので、御指摘の点は少なくとも持っているのかなと思っています。

(関口委員)

学習支援の漢字が違っているのはお気づきでしょうか。

(事務局)

修正いたします。

(柏崎会長)

それでは議題2に入ります。令和5年度かながわの地域日本語教育の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から「資料3」について説明)

(柏崎会長)

かながわの地域日本語教育に関しては、文化庁の補助事業で、今年度が5年目、最終年度

となっております。本来は、地域日本語の専門委員会にこちらの懇話会から田口委員と鈴木委員に出ているので、補足していただきたかったのですが、あいにく本日御欠席でございます。直近では12日に専門委員会が行われたということですので、事務局の方から専門委員会での意見について、補足をお願いできればと思います。

(事務局)

専門委員会は、神吉 宇一会長（武蔵野大学グローバル学部教授）、田口 香奈恵委員（東海大学語学教育センター准教授）、鈴木 憲二郎委員（藤沢市人権男女共同平和国際課長）、中 和子委員（ユッカの会代表）の4名の方に担っていただいております。

神吉委員から、この取組の実施結果について満足度の高さに高評価をいただきました。質問としては、今後も取組を進めるに当たり、「地域の日本語教育の学習環境の充実などについてどう考えているのか」という質問がございました。それに対しては、学習環境、ボランティアなどの裾野を広げていくために、企業や日本語教育機関、大学などとの連携を進めて取り組んでいきたい、と回答しております。

次に、綾瀬市商工会と連携している外国人従業員向けの日本語講座の実施について、御意見がございました。今の受入れ企業のニーズを聞いてみると、就労のマナーを理解していないから受入れが進まないなど外国人側の問題と捉えている企業もあるということですが、外国人だけではなく日本人との双方の問題でございますので、日本人側の受入れの意識も変えていくことが共生につながっていくので、企業も従業員も日本人も参加していただけるように、講座を展開してほしいとのことでした。

田口委員からは、外国人住民をいかに参加につなげていくかという御意見がございました。地域の日本語教室は、就職、転職等を理由に最初に参加した外国人住民の方が最後まで修了できず、途中でフェイドアウトしていく方が多いという課題があるとの認識でございました。大学と連携して大学生を巻き込んで行くに当たっては、参加する外国人住民がいないと参加する大学生も少なくなってしまうので、県内に転入した外国人住民に対して日本語教室の案内を積極的に知らせることが必要ではないかということでした。市内のボランティア教室につなげている自治体もありますが、自治体によって関心の差を感じることもあるので、広報で案内を載せればよいというわけでもなく、口コミでの効果が大きいことから、自治体でも講座に参加する習慣を持つなど、日本語教室との関係構築などを進めてほしい、という御意見がございました。

中委員からは、実際に現場で日本語教室を運営しているユッカの会については、外国人住民の参加者が多くいるが、日本語教室で日本語を教えるという感覚ではなくて、お互いに何かを学び合うという姿勢が強いということで、ボランティア同士、学習者同士の交流を意識的に行うことが必要だという御意見がございました。

またユッカの会では神奈川県社会福祉協議会とも連携して、高齢者の課題を追っているということで、介護の分野に関する取組についても言及がありました。介護の言葉は日本人にとっても難しい部分があり、外国住民の言葉の壁が出てくるので、介護におけるやさしい日本語のあり方などの研究が進めばよい。やさしい日本語での講座ももっと地域の中で開いていき、地域住民全体がやさしい日本語への理解を深められるような取組をしていきたいとい

う御意見をいただきました。

(柏崎会長)

令和5年度にこのような取組を実際に行われているという御報告でした。こちらについて御質問などがあればお願いします。

(片岡委員)

6ページの市町村の取組のところ、申請自治体は13自治体ですけれども、座間市に下線が引かれているのは、何か意味があるのでしょうか。

(事務局)

今年度新たに申請があったということで、座間市に下線を引いています。

(片岡委員)

今年度から参加されたということですが、前年度も13自治体となっています。1自治体入れ替わったのですか。

(事務局)

前年度は川崎市が神奈川県を通して申請していましたが、今年度は直接申請ができることになり、実態としては横浜市を含めて15自治体が活用していますので、年々増加しているということで御説明しました。

(徳永委員)

市町村と連携された日本語学習講座がいくつか開かれているのですけれども、基本、国際化協会等がないような市町村が対象なののでしょうか。それとも、希望があれば全市町村が募集対象となるのでしょうか。

(事務局)

例えば、横須賀教室であれば横須賀付近の方々に応募していただいたのですけれども、地域以外の方々についても、オンラインで日本語教室も開催しておりますので、やさしい日本語の講座としては県全体の方々に参加できる体制は作っているところでございます。

(柏崎会長)

1点質問です。今年度、10ページの「外国人従業員向けの日本語講座」が新しい位置付けであったと思います。まだ始まったばかりのため、どうだったかというのは先の報告になるかと思いますが、参加者を集める段階においては、どうだったのか。定員20名ということで、企業担当者を通じて申し込むという枠組みはスムーズであったのか、簡単に教えていただきたいです。

(事務局)

定員 20 名に対して申込 15 名。定員が満たない状況ではありましたが、集まった方ではないかという認識でございます。企業担当者を通じて申し込むという方法については、日本人の方々にも理解していただきたいという思いがありましたので、企業として日本語教育に取り組むことに賛同していただくという点ではよかったと思います。一方で、平日の仕事の時間帯の開催ということで集まりにくかったという点もあります。今後のコミュニケーションを取っていくために必要なことであり、従業員の育成という面から時間内に行ってよいと思いつつも、工夫の余地はあるかなと思っております。

(柏崎会長)

それでは次に進みたいと思います。議題 3 の令和 6 年度以降のかながわの地域日本語教育の取組（案）について、事務局から資料 4 の説明をお願いします。

(事務局から「資料 4」について説明)

(柏崎会長)

来年度、このような取組をしていくということで、こちらも専門委員会での議論の様子を教えてくださいませんか。

(事務局)

藤沢市の鈴木委員からは、行政の立場からするとニーズの把握が大切であり、市町村支援事業などを活用して何を行っていくかが課題である、という御意見がありました。藤沢市では、日本語教室が集まる日本語支援ネットワーク会議というものを行っておりまして、悩みごとや教室を開く苦勞などを情報収集し、県に相談し、よりよいものにしていければということでした。行政は、会計年度が単年度ということがございますので、単発的な取組になることが課題でもあり、いかに継続性を持たせて行っていくかが必要という御意見がありました。

地域を越えた交流につきましては、担当の市町村だけでは難しいので、県においても進めてほしいという要望がございました。

神吉会長からは、大学との連携に当たっては、大学は商店街のようなものなので、個別の先生やゼミと組む形になってくるのではないかということでした。外国人の地域参加や共生社会、コミュニケーションの問題は、必ずしも日本語教育分野の専門学生だけに関わるのではなく、地域コミュニティ、高齢者福祉、地域福祉など色々な切り口がありますので、日本語教育の専門以外にも広げられるとよいということでした。大学生には地域の外国人の状況や日本語教育、やさしい日本語のことを知ってもらい、一市民、一県民としてこれからの社会を担うときの基本的な素養の一つになるように仕上げてもらえたらよいということでした。

田口委員からは、担当している日本語教育が副専攻という形のため、理系から文系まで学部学科を通して、様々な学生の方が履修できるので、裾野を広げるという位置付けにはなる

ということでした。日本語教育は入口であり、福祉分野や小中学校の教育課程の学生などにも役立つだろうし、日本語教育を履修していない学生も、興味があって学生ボランティア団体で活動しているなど、関心がある学生は多くいると思いますので、うまく広げていけるとよいとのことでした。就職後に外国の方と会ったり、一緒に仕事をしたりする社会に今後なっていくと思うので、すぐに日本語教室へのボランティア参加に直結しなくても、対象を広げていくことは大学として大切だという御意見がございました。

中委員からは、大学生は多忙なので、ユッカの会では単発で夏休み等を利用した参加を呼びかけているということでした。大学生にとって、多様な出会いがあることや多様なモデルに出会うことが必要だという御意見がありました。

(柏崎会長)

それでは、資料4の今後の取組に関して御質問、御意見ありましたらお願いします。

(徳永委員)

令和6年度以降の取組の方向性のうち、産業労働局と連携した取組推進ということでしたが、先ほども話したのですが、大和市で行われた県民との対話の広場で、確か座間市の方だと思うのですが、外国人従業員の方への日本語を支援するための学習の機会がなかなかないというお話がありました。綾瀬市商工会でこのような教室が開催されたということで、ニーズは高いのかと思います。ただ、やはり働かれています方が受けるので、どうしても昼間の時間帯だと休みを申し出づらいつながることがあるかと思っています。そういったところを改良していければ、かなりニーズは高いのではないかと思います。

(柏崎会長)

実際にニーズがあって、取り組むべき項目であるということだと思います。他にはいかがでしょうか。

(高橋副会長)

以前にも、大学との連携や市町村による差があるという課題について質問した覚えがあるのですが、何とか改善できないかと思っています。例えば、「市町村等連絡調整会議」がどういう形で運営されているか分からないのですが、多分、市町村だけでは次の色々なステップには進まないのではないかと思います。地域のコーディネーター、国際交流協会、地域の方たちのグッドプラクティスやよいモデルを紹介し、市町村にも「そういうことをやると効果的だ」ということを知ってもらおうとよいのではないのでしょうか。今、情報としては入っていないかもしれませんが、愛川町が外国籍住民で自主消防団を作るという話があります。そういった動きの中で、日本語が必要になってくることもあるし、綾瀬は国際交流クラブで日本語教室を行っていたりもします。重い腰を上げない市町村にどうアプローチをするかについては、もう少し地域とつながるなどの工夫が必要だと思います。こういう会議は、「これをやるように」という場ではないと思うので、一緒にやることを考えていきたいと思っています。先ほどの愛川でも私たちは活動していますので、何かあれば是非。大学で言うと、私たちは

相模女子大学で毎週活動しています。教育委員会や地域の高校も関わっており、相模女子大の学生も日本語ボランティアで参加しています。また、他の大学生も参加しています。そういう人たちとのグッドプラクティスを提供できるのですが、全然お声がかからないので。困ったことに対し、一緒に協力してやっていけるような会議にするためにも、市町村は協力してほしいこと、我々は協力できることを共有するといったことを含めて協力関係を作っていきたいという気持ちでいっぱいです。

(柏崎会長)

是非、連携できるところは積極的に行っていただきたいという思いはあります。

(事務局)

実際に補助金を活用しているのは15市町村ですが、補助金は使っていないけれども、広報などに協力いただいている市町村もあります。動きが鈍い市町村もありますが、そこはコーディネーターの皆さんと協力してプッシュしたり、市町村の連絡会議で好事例を紹介したりしています。また、市町村支援事業のモデル事業として、海老名市が開設支援に取り組んでいるということもあり、海老名市に続いて各市町村が動いてくれることを期待しています。ただ、国際部門では課題に感じなくても、労働部門で課題を感じるという声も聞いているので、来年は産業労働局と連携して取組を進めることで、企業側、労働局を動かしていければと考えているところです。できることは地道にやっていければと思っています。

(関口委員)

令和5年度の振り返りから令和6年度のお話があり、地域により温度差があるということでしたが、市町村によって進まない要因をどのように捉えていますでしょうか。そういった改善ごとというのは、まずは要因分析、原因の追究をして根元のところを探らないと根本的には解決できないと思いますので、見解がありましたら教えていただきたいです。

(事務局)

市町村によって状況は異なります。外国人数にもよりますし、ボランティア教室の活動が活発なところはボランティアさんにお任せしているという市町村もあるようです。ただ、我々としては、地域の日本語教育というのは市町村での役割として担っていただく部分もございますので、そのあたりは理解してもらわないといけないのかなというところがあります。自治体も自分事として捉えていくということが必要かなと思っています。そのためには今、いろいろ動いてくれている市町村にも更に活用推進することで、「こういったことができる」と思ってもらえたりすると思いますし、箱根町のようにニーズ調査が前提という市町村もありますので、ニーズが分からないから動けないというところがあれば、事例を紹介して引き続きアプローチをしていこうと思っています

(事務局)

1点補足ですが、そもそも外国人の方が少ないところなど、市町村によっては国際関係の所属がない、複数の分野の業務を掛け持ちで行っている、担当者もいないというところもあ

ります。そういった状況で、行政としてどれだけコストをかけて取り組むのかという話になってくるかと思えます。日本語教室等を無理に作るというのも難しいと思えますので、例えば、県のモデル事業のオンライン講座でフォローするなど、県としても考えていく必要はあると思えます。

(関口委員)

きちんと分析をされているということでもよろしいかと思えますが、逆に言うと、外国人労働者の比率や地域ごとのボランティアの活性化の具合などを見ていただくことで、優先順位付けができるのではないのでしょうか。やっていないところ全部にアプローチするよりは、外国人比率が何パーセント以上でボランティアがそれほど活発ではないところを重点的に行うということで、1年目はまずここ、2年目はここという形で行っていった方が効率よく浸透していくのではないかと思いました。

(柏崎会長)

そういった働きかけは、事務局の方でもおっしゃったことを勘案しながら進めていらっしゃるということですね。資料3、4のかながわの地域日本語教育の取組に関する事で、ここまでいかがでしょうか。

そうしましたら、資料5の県における日本語教育の基本方針の策定について、改定案にどのように反映させるかという部分についてです。事務局から御説明をお願いします。

(事務局から「資料5」について説明)

(柏崎会長)

これについても、専門委員会での御意見がありましたらお願いします。

(事務局)

日本語教育も多文化共生の一環ということで、日本語教育以外にも外国籍県民の相談に関することや、福祉などに関する記載など、必要な外国籍県民の支援に関する取組がどこに載っているかという確認がありました。また、市町村とも連携していくに当たって、引き続き市町村支援事業とか財政支援を含めて行っていくことについての確認もございました。

その中で、相談体制についてトピックとして挙がり、神吉会長からは、外国籍の人の困りごとに対して、言語や文化的な点に配慮した相談体制、対応を行うことが大切であり、相談や支援体制をもっている組織や地域などで連携していくことが必要という御意見がありました。

田口委員からは、相談窓口から別の相談窓口につなぐ場合に、地域の日本語教室のボランティアの方が見つないだりする状況もございましたが、うまくつながらずにこぼれ落ちてしまうこともある。日本語教育ではなく、それをサービスの一つとして日本語教室に関わる全員が意識を持って関わっていくことが必要であるとの御意見がございました。

ひとえに日本語教育と書くと、日本語を教える・教えられるというところに視点が向けら

れがちで、福祉や高齢者の問題が見落とされやすいので、日本人と同じところに外国の方もいて、一緒に生きていくということが指針で見えてくるとよいという御意見がありました。

また、神吉会長から、一番不幸なケースは、外国人が地域に相談に行ったときに、外国人だから外国人窓口に行くようにと言われることである、地域の窓口で対応できることがあるはずなので、既存の支援体制の中で、外国人も日本人と同じ住民として支援していく、言語や文化的なことにも配慮が必要という御意見がありました。

最後に、日本語教室の役割についても御意見がありました。指針において地域の日本語教室の役割をもう少し明確に書いた方がよいのではないかということでした。例えば、地域の日本語教室は、保護者がコミュニケーションを学んだり、住民同士の相互理解とか関係性を構築していったりする場でもあるとともに、生活課題の掘り起こしの場でもあって、重要な日本語教室の役割であると思います。何か困ったときにいきなり窓口に行くのではなく、教室の誰かに話すので、日常的に地域の人とのつながりがない場合には、日本語教室が有効に機能して「ここに行ってみてはどうか」ということでつなぐことで、こぼれ落ちないようにすると。そのため、こうした地域の教室の役割をここで明確にした方がよいということで御意見がございました。指針の20ページの②の二つ目の●に「地域における相互理解の場でもある日本語教室」という記載がありますが、相互理解だけでなく、例えば生活課題の解決の場など、そういったことを含めて役割をもっと端的に表現できる余地があるか検討できればと思っています。

(柏崎会長)

国で日本語教育の法律が作られ、「地域における日本語教育の在り方」が示され、自治体によっては個別の日本語教育推進指針を作っているところもあります。神奈川県の場合は、元々国際施策の指針があるので、日本語の指針をそこに含めるという形にする。具体的に言いますと、日本語教育の指針というものがあるとしたら、神奈川県の場合には、20ページの「(2)日本語教育の充実」の部分にその内容が入っていると御理解いただくということです。その理解のもとに、(2)に関して追加で御意見などがあればお聞きしたいと思います。先ほど専門委員会から出た意見としては、地域の日本語教室が単に日本語を教える場にされがちだが、実際には、多文化共生を作っていく場であったり、個々の人たちの色々な課題の解決のきっかけの場として相談につないでいくというようなことが活動としてあることをもう少し書いてもよいのではないかと御提案があったということですのでよろしいでしょうか。

(萩原委員)

これまでの施策の方向性のところで、内容は網羅されているということだと思うのですが、別個の問題として、今まで各主体に期待される役割と書かれていた部分が、この指針の中に落としこみづらいのだと思っています。県が方針を示して県が実施するだけではなく、企業、労働組合、各教育機関、地域のボランティアの皆さんで、一つの主体として進めるのだということがどこかに書かれるのでしょうか。この日本語教育の充実が特出しされる可能性があるなら、もう少しはっきり書かないと、県が主体の方針だというふうに読んでしまうと、今までより少し退いた感じにならないかと感じました。

(柏崎会長)

別建てで日本語教育の指針があるわけではなく、国際施策推進指針の中に入っているがゆえに反映しにくくなっている点があるのではないかという問題意識かと思います。

(事務局)

我々が拠りどころとしている「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」というものがあり、20数ページほどあるので、内容を全部盛り込むことは難しく、この指針には要素を落とし込んでいます。主体的に期待される役割は、引き続きその方向性に沿って行っていくという形でございます。

(萩原委員)

方向性は残るのですね。

(事務局)

はい。残ります。

(柏崎会長)

具体的な施策のところでは追加で御意見がありましたらお願いします。

(高橋副会長)

総務省や文化庁など政府は、地方自治体における「多文化共生の推進プラン」の策定を求めています。各自自治体が多文化共生に関する推進の計画を示すということはなかなかハードルが高いため、柔軟な対応もできることにはなっていて、県の指針も多文化共生に「日本語教育の基本方針」を位置づけた、柔軟な対応だと思えます。しかし、根本的なことに関わることで、しっかり多文化共生社会推進の指針の仕組みを作っていないといけないと思えます。まずは神奈川県が模範を示さないと、他の市町村もなかなか動けないと思えます。愛知県は、知事が音頭を取って多文化共生推進室を作ったり、中高一貫校に外国にルーツのある方の特別枠を作ったりと積極的に取り組んでいます。神奈川は取り残されちゃうのではないかと思います。部局がまたがって策定されているという事情は分かるのですが、次の指針改定まであまり実態が変わっていないとならないよう、実効性を担保するための推進チームができたりしないかなと思っています。是非よろしくお願いします。

(柏崎会長)

日本語教育の指針というより、もう少し広く、多文化共生推進の指針というつくりで将来的にならないかということで、以前から懇話会でも話題に出ておりますので、引き続き検討いただければと思います。

指針の改定の今後の予定について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

指針の改定について、今後のスケジュールをお伝えします。改定案については、本日、皆様からいただいた御意見を参考に修正を行い、庁内での調整を行ったのち、2月に県議会に報告し、3月に最終の改定案を公表する予定です。

(柏崎会長)

3月には完成して公開されるということですね。

(徳永委員)

34 ページに「(17) 基地対策の推進」という項目がありますが、基地対策の問題は、専門的な話になりますので、なかなか議論するのが難しいところかと思います。厚木基地周辺ということで記載がありますし、所管課に確認したところ、国際施策推進指針に基地対策の推進について書かれていることを知らなかったということで、内容について、県の基地対策課にも確認してみるとのことでした。改定案が正式にできる前に、県内の基地を抱えている自治体に情報提供したほうがよいと思いました。

(柏崎会長)

本日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。